# 平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務の募集について(公募要領)

平成26年5月環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務について、事業の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりです ので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、対象事業者として選定された場合には、環境省委託契約事務取扱要領その他会計法令に 基づき契約手続きを行っていただくことになります。

# 公募要領目次

- 1. 事業の概要
- 2. 公募対象事業
- 3. 業務実施に関する留意事項
- 4. 公募対象者
- 5. 業務実施者の選定・採択について
- 6. 選定·採択要件
- 7. 応募の方法
- 8. 応募に当たっての留意事項
- 9. 説明会の開催
- 10. 応募に関する質問の受付及び回答
- 11. 暴力団排除に関する誓約
- 12. 応募書類提出後のスケジュールについて
- 13. その他

## 1. 事業の概要

大幅な省エネを推進し、エネルギー消費を抜本的に削減することは、今後低炭素社会を創出していく上で不可欠な取組であり、特に近年電力価格の上昇や火力発電量の増加によりCO2排出量の増加が懸念され、エネルギーコストの負担の増大が想定されることから、省CO2の加速的な推進が地球温暖化対策及び成長戦略上重要となっています。

平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務は、二酸化炭素の大幅な削減が期待される高効率な省CO2設備の導入が進んでいない中小自治体や事業者を対象に、ファイナンスリース(以下「リース」という。)を活用した手法により、初期投資の調達等の課題を解決し導入促進を実現できる諸条件を導出し、全国で省CO2設備導入を加速化させることを目的とします。

# 2. 公募対象事業

#### (1) 定義

本公募要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

① バルクリース

「バルクリース」とは、リース事業者が、複数の施設等に導入する同一設備を一括購入 することで、初期投資額を低減し、その低減効果を活かしつつリースを実施する手法を 指します。

② 提案書作成責任者

「提案書作成責任者」とは、本公募への提案に当たり、提案書を作成する担当責任者を指します。

③ 代表事業者

「代表事業者」とは、本業務を主に実施する事業者を指します。また、代表事業者は環境省の審査過程における連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。

④ 共同事業者

「共同事業者」とは、複数の事業者による共同提案を行う場合の代表事業者以外の事業者を指し、業務の一部を担い経費を執行する事業者とします。

# (2) 公募対象事業

平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務で公募対象とする事業は、以下に示す①~③とします。

なお、本事業の成果物として、CO2削減対策実施により期待されるCO2削減見込み量を推計するとともに、CO2削減対策に取り組むに当たっての課題等(複数事業者の円滑な連携のための課題等を含む)の整理を行い、調査結果を事業報告書として取りまとめ、提出していただきます。

|   | 事業区分   | 業務内容  | 予算規模・<br>採択件数                | 業務実施期間  |
|---|--|---|------------------------------|---|
| 1 | 公共施設におを<br>けるリたCO<br>2改に力を<br>2改に<br>を<br>で<br>が<br>後<br>に<br>で<br>が<br>後<br>に<br>で<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り<br>た<br>り | 複数自治体の複数の公共施設における熱源機器・空調設備等の導入・運用状況等の調査、高効率設備の導入・運用改善によるCO2削減効果の算出・削減対策の提案及びバルクリースを活用した導入、並びに初期投資等の課題を解決するための諸条件の検証(設備・規模・稼働状況・リース期間・コスト分析・CO2削減効果等)。                 |                              |   |
| 2 | 公共施設におけるリースを<br>活用したCO<br>2改修加速化<br>モデル(単一自<br>治体が条件)  | 単一自治体内の複数の公共施設における熱源機器・空調設備等の導入・運用状況等の調査、高効率設備の導入・運用改善によるCO2削減効果の算出・削減対策の提案及びバルクリースを活用した導入、並びに初期投資等の課題を解決するための諸条件の検証(設備・規模・稼働状況・リース期間・コスト分析・CO2削減効果等)。                | 予算額の範囲内<br>で、1~2件程度<br>を採択予定 | 原則として3カ<br>年度。<br>ただし、事業内<br>容に応じて2カ<br>年以内で実施で<br>きる場合があり<br>ます。 |
| 3 | 中小事業所に<br>おけるリた C<br>O 2 改修加速<br>化モデル (複数<br>事業所の連携<br>が条件)  | 複数の中小事業所における複数の熱源機器・空調設備等の導入・運用状況等の調査、高効率設備の導入・運用状況等の調査、高効率設備の導入・運用改善によるCO2削減効果の算出・削減対策の提案及びバルクリースを活用した導入、並びに初期投資等の課題を解決するための諸条件の検証(設備・規模・稼働状況・リース期間・コスト分析・CO2削減効果等)。 |                              |   |

## 3. 業務実施に関する留意事項

複数年度に渡る業務の実施が承認された場合、各年度の業務達成目標をあらかじめ設定し、 目標達成状況を自己評価していただきます。また、目標達成状況を各年度の2月頃に審査委員 会(「5. 事業者の選定・採択について」に記述)が評価し、次年度業務の継続実施の可否に ついて決定します。

なお、複数年に渡る業務として提案する場合においても年度毎に環境省と委託契約を締結する必要があります。

なお、複数年の業務実施は、翌年度以降における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年の業務の実施を保証するものではありません。

# 4. 公募対象者

## (1) 応募できる方の要件

本事業に応募できる者は、以下の者とします。また、複数の事業者が共同で応募することもできます。その場合、代表者以外は共同実施者となります。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

- ④ 地方公共団体
- ⑤ その他法律によって直接設立された法人

#### (2)業務への協力体制

事業者は、本公募へ提案を行う段階で、本業務において調査等の対象となる地方自治体又は 中小事業所に、本業務へ協力することについて調査協力承諾書(別添5)にて承諾を得られて いることを条件とします。

# (3)業務の実施体制

本事業は、単独の事業者が実施するほか、複数の事業者と共同で行うことも可能です。共同 事業の場合、その代表者が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者とします。 代表者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連 絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、代表者は、事業が採択された後は、円 滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行 うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のた めの進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後 に変更することはできません。

- 5. 業務実施者の選定・採択について
  - (1) 一般公募を行い、選定・採択します。
  - (2) 応募者から提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。

審査委員会は、外部有識者で構成し、書面審査を通過した提案書について「平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務の評価基準表」(別添1)に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、対象設備や対象地域も考慮し、予算総額の範囲内において選定します。(平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務の公募に係る提案書の審査及び採択決定方法(別添2)参照)

- (3) 採択に当たっては、条件を付す場合や提案内容の一部変更を指示する可能性があります。
- (4)審査結果は、提案書作成責任者に遅滞なく通知します。また、事業者名・調査概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

#### 6. 選定·採択要件

- (1) 書面審査における要件
- ① 必要な内容が記載されていること。
- ② 必要書類が添付されていること。
- ③ 他の府省庁の補助金等の助成(助成の決定を含む)を受けていないこと
- (2)審査委員会における要件
- ① 業務の目的や業務内容に反し、又は矛盾する提案がないこと。
- ② 業務の実施に当たっての基本方針が記述されていること。
- ③ 業務の実施方法、実施計画が具体的に提案されていること。
- ④ 複数の施設を対象とした複数の省CO2機器・設備について、バルクリースが検討されていること。

- ⑤ バルクリースにおいて初期投資等の課題を解決するためのコスト分析・CO2削減効果分析等、諸条件の検証予定であること。
- ⑥ 業務を行うに適した実施体制が示されていること。
- (7) 他事例への波及効果が期待できること。
- ⑧ 業務の実施に要する経費の内訳が示され、且つ経理的基礎を有すること。

## 7. 応募の方法

## (1) 応募様式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、 必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。

また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本業務の選定対象外とさせていただくことがあります。

- ア 平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修 加速化モデル事業)委託業務に関する応募申請書(別紙様式)
- イ 省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル 事業)委託業務に関する提案書(別添3)
- ウ 経費内訳書(別添4)※複数年度の業務として申請する場合は、別紙にて各年度の業務 計画に応じたものを作成してください。
- 工 調查協力承諾書(別添5)
- オ 応募者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款
- カ 経理状況説明書(直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書)(代表事業者のみ)
- キ その他参考資料

#### (2) 応募書類の提出方法

① 応募の提出方法について

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって(電子メールによる提出は受け付けません)、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業応募書類」と朱書きで明記して下さい。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。 また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によって下さい

## ② 公募期間

平成26年5月30日(金)から平成26年6月19日(木)17時必着

#### ③ 提出部数

(1) に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。ただし、(1) のオからキは1部を正本に添付してください。

また、書類の電子データ (パンフレット等の参考資料は不要) を保存した電子媒体 (CD-R) を1部提出して下さい (電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい)。

#### ⑨ 提出先

₹100-0013

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル17階

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

「リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業担当」宛て

# 8. 応募に当たっての留意事項

## (1) 本事業の契約形態等

本事業は、国からの委託事業となります(補助金ではありません)。委託費の支払は、 事業完了後の検査後払い(精算払)を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、 受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行 を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託 費を支払うことをいいます。

委託事業の実施中に、委託費の一部若しくは全部を支払できる制度もあります(概算払)が、本事業では原則として精算払を念頭において手続きを実施するようにして下さい。

なお、バルクリースを活用した設備導入に係る費用のうち、本事業の対象経費として計上することができる費用は、設備導入に係る工事費(資産を形成する経費を除く。)と、本事業実施期間中のリース料となります(設備の購入費等の資産を形成する経費及び本事業終了後のリース料は本事業の対象経費にはなりません)。

# (2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(3) 事業の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(4) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできません。また、応募書類は返却しません。

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報等)を除いて開示される場合があります。

(5) その他

応募書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

# 9. 説明会の開催

本事業に関する説明会を以下のとおり開催します。会場の都合上、参加は1社1名とします。 また、本会場にて、公募に関する資料の交付は行いません。

日 時:平成26年6月5日(木)14時から 1時間程度

場 所:東京都港区虎ノ門 1-1-10 第2ローレルビル7階 第5~7会議室 環境省地球環境局地球温暖化対策課 別室

## 10. 応募に関する質問の受付及び回答

〇 受付先

東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル

環境省地球環境局地球温暖化対策課

FAX : 03 - 3580 - 1382

E-Mail: chikyu-ondanka@env.go.jp

〇 受付方法

電子メール又はFAX(A4、様式自由)にて受け付けます(電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メール又はFAXの件名は、「平成26年度省CO2加速化・基盤整備事業(リースを活用した業務部門省CO2改修加速化モデル事業)委託業務に関する質問」

としてください。

○ 受付期間

平成26年6月12日 (木) 17 時まで

〇 回答

平成26年6月13日(金)17時までに、説明会参加者に対してFAXにより行います(なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを登録してください。)。

## 11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る応募書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出をしてください。また、提案書類に誓約事項を誓約した旨を明記してください。

12. 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。

書面審査を通過した者を評価するため、審査委員会を開催します。

5~6月 公募

6月 審査・採択

7月~ 委託契約

~3月 業務実施

2月13日 報告書骨子提出

3月31日 報告書提出

4月末 精算・支払

# 13. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。
- (3) 本事業は平成26年度の新規事業であり、他府省の既存事業で既に検証がなされている 応募内容は、採択対象から除外する場合があります。

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの応募書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。